

総社市職員のサービスの宣誓に関する条例及び総社市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第2号

総社市職員のサービスの宣誓に関する条例及び総社市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(総社市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 総社市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年総社市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員のサービスの宣誓) 第2条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓について、別段の定めをすることができる。</u> 3 地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し、必要な場合は、 <u>第1項</u> の規定にかかわらず宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。	(職員のサービスの宣誓) 第2条 略 2 地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し、必要な場合は、 <u>前項</u> の規定にかかわらず宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

(総社市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 総社市学校職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年総社市条例第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

